

『法と科学のハンドブック』を読んだコメント

( 刑事法専攻、修士課程 )

法と科学のハンドブックを一通り読んだ感想としては、ハンドブックの内容にも書かれていましたが、科学裁判を起こそうとしている原告側と原告側・被告側問わず科学裁判の当事者となった科学者への裁判についての入門書であるというものでした。原告側に対しては裁判における法と科学の心得入門、科学者に対しては裁判当事者入門という印象です。このハンドブックにおける法律家の想定が裁判官や弁護士であるという印象でしたので、法律の専門家としての学者にはあまり比重がなかったのではないかと思います。とはいえ、科学者の仕事の風景 ( pp. 19-21 ) に関して、特に「修行」の箇所は私のような法律学者を志す者にも類似している点があると感じ、科学者と法律学者共に通じるものを発見したように感じます。もしかしたら市民にとって法律学者は科学者よりも何をしているのかわからない職業人なのかもしれません。問題提起型科学裁判入門書という性質が高いゆえ記述するのは難しいのかもしれませんが、法律学者の仕事風景もあつたら面白いのではないかと思います。

現代型科学裁判が民事裁判を主な舞台としているため、刑事法を専門としている私としては裁判・法の箇所について興味深く読ませて頂きました。裁判=紛争解決という考えが強いため、「社会に向けて広く問題を訴えかけたい」とする問題提起型裁判、特に将来指向型の問題提起型というのは念頭になかったので目からうろこの内容でした。裁判を紛争解決手段とする考え方からはハンドブックの冒頭にあげられていた CERN の裁判の問題のような「科学の不確実性」が際立っているものは裁判を行うこと自体困難であるように感じます。たしかに科学が絶対的に正しいことはなく相対的なものという認識ですが、その結論を司法が判断することに対して少々違和感があります。確かに問題提起型裁判が全く行われてこなかったというわけではなく、ゴルフ場建設反対の裁判などはおそらくそれにあたるものではないかと思います。ただ自然の影響が過去の事例から想定できる裁判と、CERN のような「起こるか否かも分からない問題」に司法判断を求めること自体、司法の影響力からあまり積極的に行われるべきではないのではないかと思いますというのが私の意見であります。また司法の影響力という観点から司法に公共的フォーラムの一部としての役割を担わせることに関しては消極的な立場です。司法判断を正当化根拠の一部として問題提起の内部に取り込むことはあってもよいと思いますが、将来型科学裁判において問題提起として訴訟を起こし司法裁判を仰ぐのは原告側の、表現として適切ではないかもしれませんが、パフォーマンスの一部的な側面があるのではないかと思います。そういった点から多少賛成できない部分があります。

また「法の不確実性」と「科学の不確実性」に関して、「法の不確実性」というのは裁判で問題になる不確実性 たとえば裁判官や弁護士の思想の問題であったり、判決後の実現の問題であったり と今回問題となっている「科学の不確実性」の不確実性とは異なる

るものであったと感じます。裁判において求められている科学は科学者の価値判断を除いた客観的事実で、その事実を取り入れて価値判断を行う法を同じ不確実性で並列できるのか疑問を感じました。

以上、問題提起型裁判への疑問や、「法の不確実性」と「科学の不確実性」への疑問を書かせて頂きました。やや批判的なコメントにはなってしまいましたが、これからの裁判のあり方を示す読み物として実際問題提起型裁判において原告・被告を問わず当事者として参加することになった方々への心得・入門書としてはまとまりがあり、足がかりとなるものであると思います。またハンドブックにも書かれていたように科学者と法律家は似ているところもありますが、相違点が決定的に異なるためなかなか分かりあえない部分も多いと思います。その相違を埋めるという点でもこのハンドブックは優れているように感じました。

内容とは関係ないかもしれませんが、参考図書を第2章、第3章に読書リストの形で提示してあることが非常に良い点であると思い、だからこそ裁判の当事者だけではなく、法学部や理学部等文理の学部を超えた大学生や、法や科学に対してあまり知識がない方々にも読んで欲しいと思います。また私自身もこのハンドブックとともに法・科学の読書リストを参考にさせていただき、法と科学についての勉強の材料にしていきたいと思います。